

富山市教育委員会 1 2 月定例会 資料

富山市馬場家条例施行規則の制定について

[生涯学習課]

(1) 趣旨

旧馬場家住宅の一般公開に伴い、施設の管理について必要な事項を定めた富山市馬場家条例の施行に関し必要な事項を定めるもの。

(2) 制定内容

- ① 観覧時間に関する事。午前9時から午後5時まで（ただし、入館は午後4時30分まで）
- ② 使用時間に関する事。

区 分	時 間
主屋棟 板の間、新座敷棟畳の間	午前9時から午後9時まで
主屋棟 畳の間	午後5時から午後9時まで

- ③ 休館日に関する事。
12月28日から翌年1月4日まで
- ④ 観覧券の交付に関する事。
- ⑤ 使用承認の手続きに関する事。
- ⑥ 冷暖房期間に関する事。
冷房：6月15日から9月30日まで
暖房：11月15日から翌年3月31日まで

(3) 施行期日

令和3年1月16日

富山市馬場家条例施行規則をここに公布する。

令和 2 年 月 日

富山市教育委員会

教育長 宮 口 克 志

富山市教育委員会規則第 号

富山市馬場家条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富山市馬場家条例（令和 2 年富山市条例第 6 7 号。以下「条例」という。）第 1 0 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(観覧時間)

第 2 条 富山市馬場家（以下「馬場家」という。）の観覧時間は午前 9 時から午後 5 時までとし、入館は午後 4 時 3 0 分までとする。ただし、富山市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(使用時間)

第 3 条 馬場家の主屋棟等（条例第 5 条第 1 項に規定する主屋棟等をいう。以下同じ。）の使用時間は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(1) 主屋棟の板の間及び新座敷棟の畳の間 午前 9 時から午後 9 時まで

(2) 主屋棟の畳の間 午後 5 時から午後 9 時まで

(休館日)

第 4 条 馬場家の休館日は、1 2 月 2 8 日から翌年の 1 月 4 日までの日とする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(観覧券の交付)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項の規定により観覧料が納付されたときは、観覧

券（様式第1号）を交付するものとする。

（使用承認の申請）

第6条 条例第5条第2項の規定により主屋棟等の使用の承認を受けようとする者は、富山市馬場家使用承認申請書（様式第2号）を委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用日（使用しようとする日が引き続き2日以上であるときは、その初日）の1月前から当該使用日の7日前までの間に提出しなければならない。ただし、委員会が相当の理由があり、かつ、主屋棟等の運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

（使用の承認）

第7条 委員会は、主屋棟等の使用を承認したときは、富山市馬場家使用承認書（様式第3号）を交付するものとする。

（使用承認事項の変更）

第8条 主屋棟等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が使用承認事項を変更しようとするときは、速やかに、前条の使用承認書を添えて委員会に申請し、承認を受けなければならない。

（使用の承認の取消し）

第9条 条例第5条第4項の規定により主屋棟等の使用の承認を取り消したときは、委員会は、その旨を書面をもって使用者に通知するものとする。

（冷暖房期間）

第10条 馬場家の冷房及び暖房の実施期間は、原則として次のとおりとする。

冷房 6月15日から9月30日まで

暖房 11月15日から翌年の3月31日まで

（細則）

第11条 この規則に定めるもののほか、馬場家の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年1月16日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

1 富山市馬場家観覧券

No. 富山市馬場家観覧券 種別	富山市教育委員会
------------------------	----------

備考 種別は、個人又は団体とする。

2 富山市森家・馬場家共通観覧券

No. 富山市森家・馬場家共通観覧券 種別	富山市教育委員会
-----------------------------	----------

備考 種別は、個人又は団体とする。

様式第2号（第6条関係）

富山市馬場家使用承認申請書

年 月 日

（宛先）富山市教育委員会

住所
氏名
電話

次のとおり施設を使用したいので申請します。

使用目的	(事由)				
	行事名				
使用施設					冷暖房使用
					有・無
使用日時	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで (日間)
使用予定人数	人				
備考					

様式第3号（第7条関係）

富山市馬場家使用承認書

年 月 日

様

富山市教育委員会

年 月 日付けで申請のありました施設の使用については、次のとおり承認します。

使用目的	(事由)				
	行事名				
使用施設					冷暖房使用
					有・無
使用日時	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで (日間)
使用予定人数	人				
使用条件	1 富山市馬場家条例、同条例施行規則及び職員の指示事項を守ってください。 2 使用後の整理及び原状回復は、全て使用者が行ってください。				

備考 使用の際は、この承認書を職員に提示してください。

富山市森家条例施行規則の一部改正について

[生涯学習課]

(1) 趣旨

旧馬場家住宅の一般公開に伴い、森家との共通観覧券を設定したこと等から、富山市森家条例施行規則を一部改正するもの。

(2) 改正内容

- ① 新たに設定した「森家・馬場家共通観覧券」の様式に関すること。
- ② 条文に使用している表現の統一。

(3) 施行期日

令和3年1月16日（ただし、(2) ②は公布の日から施行）

富山市教育委員会行政組織規則の一部改正について

[生涯学習課]

(1) 趣旨

旧馬場家住宅の一般公開に伴い、生涯学習課の分掌事務に馬場家に関する事項を追加することから、富山市教育委員会行政組織規則を一部改正するもの。

(2) 改正内容

生涯学習課の分掌事務に馬場家に関する事項を追加する。

(3) 施行期日

令和3年1月16日

令和2年12月市議会定例会 一般質問の概要

- 1 会 期 令和2年12月1日（火）～22日（火）
- 2 概 要 4日間の一般質問において、12人の議員から質問があった。
質問者、答弁の概要は次のとおり。

（1）小・中学校の再編について

①自由民主党 竹田 勝 議員（12月7日）

（問）「富山市通学区域審議会」での論点について問う。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

（答）市教育委員会では、「市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定するため、基本的な考え方となる

- ① 望ましい学校規模（学級数及び学級人数） ② 望ましい通学距離と通学時間
③ 適正化を検討する学校規模（基準） ④ 適正化を進める上で考慮すべきこと

の4項目について、10月12日に通学区域審議会に諮問を行い、3回の審議会の開催を経て、11月12日に答申をいただいた。

審議会では、国の法令や手引、市民や児童生徒・教職員のアンケート結果などを踏まえながら、将来を担う子どもたちの教育環境がどうあるべきか、また、その実現のためにはどのような学校規模が望ましいか、どのような点に配慮していく必要があるかなどについて、様々な観点からご議論いただき、それぞれの項目についての結論を出された。

審議会における主な意見としては、

- ① 「望ましい学校規模（学級数及び学級人数）」については、「質の高い教育を保障するため、1学年2学級以上は確保する必要があるのではないか」「県の学級編制基準の40人学級にこだわらず、低学年と高学年で学級人数に差を設けるなど新たな学びを研究していくことがよいのではないか」など
- ② 「望ましい通学距離と通学時間」については、「通学時間は小学校区では30～40分以内が一つの目安ではないか」「通学距離・時間を短縮するため、地域をまたいだ通学区域の見直しを行ってはどうか」など
- ③ 「適正化を検討する学校規模」については、「小学校については複式学級が存在する規模やクラス替えができない規模の学校について優先的に検討していく必要がある」「学校統合だけでなく、通学区域の弾力化も適正化の方法として検討していく必要がある」など
- ④ 「適正化を進める上で考慮すべきこと」については、「中山間地域や豪雪地帯といった地域性や、通学距離・通学時間・通学の安全面などを十分に配慮して欲しい」「環境が変わることは子どもにとって負担となるため、具体的な配慮が必要」

などが、それぞれの論点ごとに議論された。

(問) 学校再編に当たり児童・生徒の総数の考え方、適正規模について問う。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 今回策定した基本方針では、望ましい学級数について、小学校では12学級を下回ると「全ての学年でクラス替えができない可能性がある」「クラス同士で切磋琢磨する教育活動ができない」、中学校では9学級を下回ると「専門教科の教員が確保できない」「部活動の選択肢が少ない」といった課題が生じることなどから、「小学校では12～18学級（各学年2～3学級）」、「中学校では9～18学級（各学年3～6学級）」としている。

また、望ましい学級人数については、極端に学級人数が少なくなった場合、「球技や合唱など集団活動の実施に制約が生じる」「班活動やグループ分けに制約が生じる」など教育上の課題が顕著に現れてくることから、市民アンケートの結果や審議会での議論などを踏まえ、「1学級あたり少なくとも21人以上」としている。

児童生徒の総数については、望ましい学級数や学級人数から結果的に算出されるため、特に定めていないが、基本方針の基準に当てはめると、小学校では概ね230人から690人、中学校では240人から720人が児童生徒の総数の範囲となる。

(問) 少人数学級に対する教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 少人数学級とは、学級編制基準を1学級当たり40人とするのではなく、35人や30人の児童生徒で編制する学級のことである。

少人数学級については、教科や学習内容によっては、

- ① 特別な配慮が必要な児童生徒をはじめ、一人ひとりの児童生徒に対してよりきめ細かな指導を行うことができる
 - ② 教員と子どもたちのふれあう機会が増える
- など、効果が報告されている。

児童生徒数が、30人や35人などの一定規模を確保した少人数学級では、児童生徒が互いの意見を交換しながら学び合ったり、競いながら切磋琢磨することが可能であり、子どもたちの成長過程においては必要な教育環境であると考えている。

また、教員にとっては、1学級あたりの児童生徒数が少なくなることで、担任の事務作業が軽減され、教員の働き方改革にもつながると考えている。

しかし、1学級30人以下の学級を導入するにあたっては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が規定する1学級の人数を改正する必要があることや、学級数が増えることにより不足する教員の確保や教室数の確保など、課題が多く残されている。

市教育委員会としては、一定の学級及び学年の人数を確保しつつ、少人数による指導も含め様々な学習形態が展開できるように、引き続き中核市教育長会や教育委員会連合会などを通して加配教員の継続配置や増員配置を国や県に働きかけるとともに、今後の国や県の動向を注視してまいりたいと考えている。

(問) 学校再編における小中一貫校や義務教育学校の意義、位置づけについて見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 基本方針では、多様な教育方法の検討として、従前の小・中学校だけではなく、9年間

の教育課程を見通すことができる小中一貫校や義務教育学校の設置についても検討することとしている。

市内では、一部の教科等で小・中学校が連携したカリキュラム編成を行っている例もあるが、まだ小中一貫校は設置していない。中でも義務教育学校は、平成28年度から制度化され、県内でもまだ数校のみとなっており、設置には教員免許の条件などもあることから、導入については、慎重に検討する必要があると考えている。

いずれにしても、今後策定を予定している「学校再編計画」の検討の中で、統合に合わせた小中一貫校や義務教育学校などの導入についても、調査・研究を進めてまいりたいと考えている。

(問) 通学区域の変更・弾力化並びに旧市町村域を越えた統合が相応しいケースは、それぞれの程度想定されているのか。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 基本方針では、学校規模の適正化を進めるにあたって、これまでの生活圏や地域の特性を考慮しながら、地域ブロック単位で検討を行うこととしている。

この単位となる地域ブロックは、昨年度、地域ごとに小・中学校の現状や課題等について情報提供し、意見交換を行った自治振興連絡協議会のまとまりである13ブロックや、都市マスタープランなど各種計画における14地域生活圏などを想定している。

通学区域の変更・弾力化並びに旧市町村域を越えた統合が相応しいケースとしては、これらの地域ブロックや地域生活圏内だけでは適正化が困難な場合や、地域から強い要望があった場合などが想定されるが、いずれにしても、統合によって子どもたちの教育環境の向上が図られることが重要であると考えている。

(問) 学校再編により、子どもたちの通学の安全確保をどのように図るのか、また、地域との交流の機会が少なくなることについて見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 富山市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針においては、望ましい通学距離を徒歩で2～3km以内、自転車で6km以内、通学時間は30～40分以内としている。

しかし、学校再編によって、通学距離や通学時間が長くなることも想定されるため、遠距離となる場合には、子どもたちの通学に十分配慮し、スクールバスや公共交通機関等適切な通学手段を検討している。

子どもたちの通学時における安全確保については、教職員が通学路に適しているかどうか実際に歩いて事前調査を行うとともに、保護者や地域の方々の意見も考慮した上で、子どもたちの安全を最優先して通学路を設定する。

また、現在行われている見守り隊については、再編後もPTAや地域に対して協力を求めるなど登下校時における、子どもたちの見守りを継続してほしいと考えている。

地域との交流機会の確保については、本市における学校再編の先行事例では、再編後も以前の地域においてこれまでどおり住民運動会や各種祭り、ラジオ体操等の地域行事に参加し、地域の方々との親交を深めている。加えて、各地区センターや体育館の多くが継続して各地区の交流の場となっていることから、再編後も、地域との交流機会は確保され、

子どもたちは地域に愛着と誇りを持つことができると考えている。

(問) 「将来世代の財政負担」や「既存施設の活用」が学校再編を考える上で考慮すべきことと考えるが、見解を問う。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 本市では、これまで耐震化や老朽化対策としての大規模改造工事を行ってきており、また平成30年度から普通教室等へのエアコンの設置、昨年度からトイレ洋式化を行ってきた。

今年度はさらに、GIGAスクール構想による無線LAN環境の整備を行うなど、教育環境の充実に努めてきたところであり、学校再編に際しては、これらの資産を有効に活用してまいりたいと考えている。

有効活用の例としては、2つの小学校を1つに統合する場合、現校舎の増築が必要なくクラス編制が可能であれば、将来世代の負担を軽減するために、新たな施設整備を行わず、一方の学校を利用することなどが考えられ、地域の実情に応じた様々な対応を検討しながら、学校規模の適正化・適正配置を実現してまいりたいと考えている。

いずれにしても、学校再編にあたっては、必ずしも新しい校舎を建設するものではないということをご理解いただきたいと思います。

(問) 学校の再編・統合が教員の多忙化に与える影響について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市においては、現在小規模校が多く存在しており、今後さらに増えることが見込まれている。

教員の業務に関しては、小規模校では1学級あたりの児童生徒数が少ないため、成績処理等の業務に要する時間が短くなる一方で、学校全体の事務を少ない教員数で割り振らなければならないことから、一人あたりの校務分掌が多くなるということが生じる。1学級あたりの児童生徒数にもよるが、一般的には、学校規模が大きくなるほうが一人あたりの業務量は減少するものと考えている。

今後、学校再編を進めることにより、学校に配置される教員が増え、業務の分散や一つの業務を複数で担当することが可能になることから、教員の業務量が削減され、負担の軽減につながるものと考えている。

②社会民主党議員会 村石 篤 議員（12月7日）

(問) 全国市長会が令和2年7月3日、地方3団体として行った少人数編成を可能とする教員の確保を要望していることについて、富山市通学区域審議会に資料提供しなかった理由を問う。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 本年7月3日に、全国知事会長、全国市長会長、全国町村会長が連名で、「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」の実現について、文部科学大臣に対し要請を行ったと伺っている。

その内容は、

① 少人数編成を可能とする教員の確保

- ② G I G Aスクールサポーター等の I C T教育人材の配置充実
 - ③ 更新費用やランニングコスト等も含めた I C T環境整備に必要な財政措置の拡充
- といったことであり、これらはあくまでも、新型コロナウイルス感染症対策として、再び拡大する時にあっても必要な教育活動を継続し、子どもたちの学びを保障するための要請であると認識している。

そのため、今回、「市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方」について諮問した富山市通学区域審議会に対しては、資料提供を行わなかった。

なお、少人数編制を可能とする教員の確保については、国の、いわゆる「骨太の方針2020」で示されている「少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備や I C Tの活用など、新しい時代の学びの環境の整備について関係者で丁寧に検討する。」といったことや、国の教育再生実行会議での少人数学級の編制に関する意見を、今回の富山市通学区域審議会において、紹介している。

(問) 文部科学省は財務省に対して、「30人学級」の導入を求めているが、教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 「30人学級」や「35人学級」については、教科や学習内容によっては、

- ① 一人ひとりの児童生徒に対してよりきめ細かな指導を行うことができる
- ② 教員と子どもたちのふれあう機会が増える

などのメリットが報告されている。「30人学級」などの一定規模を確保した少人数学級では、児童生徒が互いの意見を交換しながら学び合ったり、競いながら切磋琢磨することが可能であり、子どもたちの成長過程においては必要な教育環境であると考えている。

しかし、「30人学級」を導入するにあたっては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が規定する1学級の人数を改正する必要があることや、学級数が増えることにより不足する教員の確保や教室数の確保など、課題が多く残されている。

このため市教育委員会としては、国の今後の動向を注視し、県に対しては、現状においても、少人数指導ができるよう、教員の加配の充実を引き続き要望するとともに、各学校に対しては、児童生徒のニーズや教科、学習内容等に応じた、少人数指導や複数の教員が役割分担して指導するティームティーチングなどの教育効果が高いと言われる柔軟な指導形態の工夫を助言してまいりたいと考えている。

(問) 再編計画では、学校再編後の小学校の児童数について、何年後の何年度までを想定して策定するのか。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 本市が策定した基本方針における児童生徒数の推移と将来推計については、昭和55年度から令和元年度までの40年間の推移と令和22年度までの20年間の将来推計を用いて、少子化の進行による児童生徒数が減少傾向にあることを説明している。

学校再編を進めるにあたっては、10年後20年後といった長期的視点による計画を策定していくことが大切である。

市教育委員会としては、今生まれた子どもたちが小学生になる6年後の比較的精度が高い推計と、中長期にわたる将来推計との両方で、児童生徒数の推移を注視していく必要があると考えており、再編計画の策定過程の中で具体的に検討する。

(問) 学校再編後の小学校の児童数や学級数について、どの程度の規模を想定しているのか。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 望ましい学校規模として、小学校は12～18学級、中学校では9～18学級となるよう、学校規模の適正化を図ってまいりたいと考えているが、現在、市内小学校の1学級当たりの児童数は、10人未満の場合から40人近くまでと大きく開きがあり、学級の児童数は様々である。

このため、小規模校同士での統合や、小規模校と適正規模校との統合など、実際に統合する場合は、その組み合わせによって全校及び学級の児童数は様々となることが想定される。

ちなみに、基本方針に基づくと、1学級あたりの児童数は21人から40人を想定していることから、全校児童数は、理論上、12学級では概ね230人から460人、18学級では概ね450人から690人となると試算している。

(問) 通常学級数が6学級と12学級の小学校教員配置は、富山県学級編制基準ではどのようになっているのか。また、子どもや教員にとって教育環境が、より良くなるのか具体的に問う。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 県教育委員会から示されている配置基準によると、小学校においては、全校で6学級の小規模校の場合、校長、教頭を除き7名の教員が配置される。また、各学年が2学級の合計12学級の適正規模校の場合は、13名の教員が配置されることとなっている。

子どもたちにとって、学校再編に伴い学級数が増えることは、

- ① クラス替えの機会が生まれ、新たな仲間とのかかわりを築いたり、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合うなど、子ども同士の交流が増えること
- ② 小学校3年生以上が学ぶ「総合的な学習の時間」においては、クラスの枠を超えてテーマ学習等の探究活動を行うことができること

などのメリットが考えられる。

一方、教員にとって、1校あたりの配置数が増えることは、

- ① 教員同士の切磋琢磨する機会が増えることで、資質向上につながり、子どもへの指導が充実すること
- ② 一人ひとりの教員にかかる業務量が軽減されることで、子どもに向き合う時間が確保されること
- ③ 同じ学年の教員同士で学習指導や生徒指導上の問題等について、相談ができることなどのメリットが考えられる。

(問) 小規模校のデメリットについて、さらなる情報発信や意見交換会の開催を行うべきと考えるが、見解を問う。

<教育総務課：事務局長答弁>

(答) 1学年あたり1学級の学校では一般的に、

- ① クラス替えができず、人間関係が固定化されやすい
 - ② クラブ活動や部活動の種類が限定される
 - ③ 中学校では専門教科の教員が確保できない、いわゆる免許外指導が生じる
- などが教育上の課題としてあげられる。

また、1学年あたり1学級の学校では、教育上の課題に加え、将来的に複式学級となる可能性もある。

市教育委員会としては、今後の学校規模の適正化にむけた取り組みとして、広報とやまや本市ホームページによる情報発信に加えて、有識者を招いたフォーラムや再編に関する説明会などを開催する予定としており、必要に応じて保護者の方との意見交換会を開催するなど、さらなる周知に努めてまいりたいと考えている。

③政策フォーラム32 金井 毅俊 議員（12月8日）

(問) 義務教育学校においても適正規模校とすべきと考えるが、見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 複式学級等の小規模校では、

- ① 多人数で行うサッカーなどの体育の学習、合唱や合奏などの音楽の学習を行うことが難しいなど、学習内容に制約があること
 - ② 人間関係が固定しやすく、多様な考えに触れる機会が乏しいこと
- などの課題が挙げられる。

このような課題を解消するためにも、早期に適正規模への再編について検討すべきであると考えている。

義務教育学校の適正規模については、「富山市通学区区域審議会」等で検討していなかったが、「学校教育法施行規則第79条の3」に「18学級以上27学級以下を標準とする」となっており、これがひとつの目安になるものと考えている。

(問) 学校再編により、通学距離や時間が長くなった場合、スクールバスなどにより対処すべきと考えるが、見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 「富山市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」においては、望ましい通学距離を、徒歩で2～3km以内、自転車6km以内、また望ましい通学時間を30分～40分以内としている。

しかし、学校再編により、通学距離や通学時間が長くなることも想定されるため、遠距離となる場合には、児童生徒の発達段階や通学時の安全確保、また地域の実情などを考慮し、スクールバスの運行や公共交通機関の利用なども含め、通学時間がおおむね1時間以内となるよう、適切な通学手段を検討してまいりたいと考えている。

④会派 誠政 尾上 一彦 議員（12月10日）

（問）本市ではこれまで、積極的な再編統合を行ってこなかったのではないかと思うが、このタイミングで教育委員会が主導で再編統合の準備を行う理由を問う。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

（答）平成17年の市町村合併から15年が経過しているが、合併前の各地域において既に学校統合の取り組みが進められ、合併前に統合したケースや、合併後数年経過して統合が完了したケースもある。

具体的には、富山地域においては、平成20年4月に総曲輪・八人町・安野屋・愛宕の4小学校が統合し芝園小学校となり、星井町・五番町・清水町の3小学校が統合し中央小学校となった。

また、大沢野地域においては、平成21年4月に小羽小学校が大沢野小学校へ統合し、八尾地域においては、平成15年4月に室牧・下笹原・野積・仁歩の各小学校が八尾小学校に統合した。

さらに、婦中地域においては、平成16年4月に音川中学校が城山中学校へ統合、細入地域においては平成15年4月に楡原小学校・猪谷小学校を神通碧小学校とする統合が行われてきた。

一方、平成22年4月に、31学級以上の過大規模校となっていた新庄小学校を分離し、新庄北小学校を新設している。

このようなことから、市町村合併以降は、さらなる学校統合を積極的に行う議論が起きにくい、いわば過渡期であり、市としても抑制的に考えていた。

その後、少子化に対応した学校規模の適正化が全国的に大きな課題として捉えられるようになり、平成27年1月に文部科学省において「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定されたが、本市では、平成28年の熊本地震の発生により、子どもたちの安全の確保を第一として、学校施設の耐震化を最優先に取り組みを進めてきた。

しかし、この15年の間に児童生徒は3,820人、約1割、1つの学年に相当する人数が減少した。

小・中学校の再編統合は地域と議論し、時間をかけて合意を得ながら進めていくべきものとの考えに変わりはないが、こうした状況下において、一定の学校規模を確保し、質の高い教育を提供すること、さらには厳しい財政状況においても持続可能な学校運営を行っていくためには、学校施設の耐震化に一定の目途がたったこの時期に、小・中学校の再編を早期に進める必要があると判断した。

（問）現在の小規模校数は定数40人の場合だが、仮に30人や35人となった場合、その数はどうなるのか。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

（答）本市では、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる標準法に基づき、富山県教育委員会が定めた学級編制基準によって学級の編制を行っている。

その基準に基づく、本市における令和2年5月1日現在の特別支援学級を除く学級数は、小学校65校で705学級、中学校26校で291学級となっており、そのうち、学校教

育法施行規則に基づく標準規模を下回る12学級未満の小規模校は、小学校で38校、中学校で15校となっている。

仮に全学年を30人学級で編制した場合で試算すると、標準規模を下回る小規模校は小学校で5校減の33校、中学校で4校減の11校となる。

また、全学年を35人学級で編制した場合で試算すると、標準規模を下回る小規模校は小学校で3校減の35校、中学校で1校減の14校となる。

(問) 今後の再編統合スケジュールを問う。

<教育総務課：事務局長答弁>

(答) 本市では、質の高い教育環境を提供することなどを目的に、富山市通学区域審議会の答申を踏まえて「富山市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定した。

この基本方針に基づき、学校再編計画の策定を令和3年度中に行うこととしており、その後、財源の確保や地域の要望などを考慮しながら、計画的に具体的な取組みを進めてまいりたいと考えている。

(問) 義務教育学校のメリットやデメリットをどのように捉え、本市における導入について、どのように考えているのか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 一般的にいわれていることとして、義務教育学校のメリットは、

- ① 地域や児童生徒の実態に応じて、学年の区切りや学習の先取り・入替えなどの変更が学習指導要領の範囲内で可能となるため、柔軟な教育課程を編成できること
- ② 中学校の教員が小学校5・6年生の外国語や理科、算数を担当するなど、小学校段階においても教科担任制が充実すること
- ③ 学校行事等において、6歳から15歳まで交流活動の幅が9年間に広がること
- ④ 小学校と中学校の段差、いわゆる「中1ギャップ」の解消が期待されることなどがあげられる。

一方、デメリットとしては、クラス替えができない規模の義務教育学校では、9年間ほぼ同一の集団で学ぶことになるため、人間関係が崩れてしまった場合の再スタートが難しくなることなどがあげられる。

学校の再編方法には、例えば、小規模の小学校同士を統合したり、小規模の小学校と適正規模の小学校を統合するなどの様々な方法があり、それぞれの地域の実態を考慮し最も適切な方法を選択することが必要であり、義務教育学校の導入は、そうしたさまざまな選択肢の中の一つであると考えている。

市教育委員会としては、市内には義務教育学校が設置されていないことから、県内外の義務教育学校を視察するなど先進校の具体的な実践例を収集したり、地域や学校の実態を把握するなどして、本市にふさわしい義務教育学校の在り方や導入の仕方等について調査・研究を進めてまいりたいと考えている。

(問) 本市における学校再編を行うにあたり、教育長の思いを問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 我が国では、AIやビッグデータ、IoT、ロボティクス技術が高度化してあらゆる産

業や社会生活に取り入れられた Society 5.0 と呼ばれる時代が到来し、社会のあり方そのものが劇的に変化する状況が生じつつあるといわれている。

このような急激に変化する時代においては、子どもたち一人ひとりが自分のよさや可能性を認識し、さらに他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、直面するであろう課題や困難を乗り越え、解決していくことが求められている。

そのためには、「知識や技能」の習得はもちろんのこと、

- ① 未知の状況にも対応できる「思考力や判断力、表現力」
- ② 学びを人生や社会に生かすための「学びに向かう力・人間性」
- ③ 「主体性、忍耐力、協調性、自己有用感」などの非認知能力

といった、子どもたちにとって必要な資質や能力を育成することが大切である。

子どもたちがそのような資質や能力を育むためには、自ら課題を見つけて自力で解決することを通して、主体性を育む探究型の学び、仲間と力を合わせて困難を乗り越える活動を通して、協調性を育む学習活動などが大切であると考えている。

これらを実現するためには一定規模の集団を確保する必要があることから、学校再編は重要な手段の一つであると考えている。

保護者や地域の皆様のなかには、学校再編によって、「通学距離や通学時間が長くなったり、教育環境が変わることで、子どもの負担が増えるのではないか」、「地域から学校が無くなると過疎化が進むのではないか」などといった、ご心配の声があることも十分承知している。

そうした声にしっかりと向き合いながらも、まずは、これからの時代を生きていく子どもたちのために、どのような教育環境を整えることができるか、また、ますます人口減少・少子化が進行していく状況において、どうすれば財政的にも持続可能な学校運営ができるか、といったことを慎重に検討しながら、しっかりと学校再編を進めていくことが大切ではないかと考えている。

⑤自民クラブ 村上 和久 議員（12月10日）

(問) 芝園小・中学校における小中一貫的連携教育の現状及び本市の小中一貫教育の進め方について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 小中一貫的連携教育とは、芝園小学校・中学校において行われている、小・中学校一体型校舎において、小学校・中学校それぞれのよさを生かしつつ9年間を見通した一貫性のある教育であり、富山市独自のものである。

芝園小学校・中学校における小中一貫的連携教育の成果としては、

- ① 小学校と中学校の教員が、日常的に児童生徒の様子について情報交換することによる9年間の成長過程をふまえた児童生徒理解の向上
- ② 小学校と中学校の教員が小学校6年生にティーム・ティーチングで授業を行うことなどによる中1ギャップの解消
- ③ 小・中学校合同の挨拶運動や落ち葉掃きなど、共に活動する中での信頼関係の構築などが挙げられる。

今後は、芝園小学校・中学校での取り組みをはじめ、市内の小・中学校においてこれまで蓄積してきた連携教育の効果を共有することに加え、

- ① 地域によっては、小・中学校合同で学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置し、小学校と中学校それぞれの学校経営方針の共通理解を図りながら学校運営を行う
 - ② 小学校と中学校のそれぞれの教育のよさを共有し、発達の段階に応じた指導法を学ぶ研修会を開催する
- などに取り組み、小学校・中学校の連携を一層推進してまいりたいと考えている。

(問) 芝園小・中学校の施設面における教育的効果を今後、統合校を設置するにあたってどう生かしていくのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 芝園小学校・中学校においては、小・中学校共用スペースや小学校・中学校それぞれのスペースを目的に合わせて設置することにより、教育的効果を高めている。

例えば、共用スペースの図書室においては、中学生が小学生にお薦めの本を紹介することで小学生が本への興味を高めたり、小学校にある階段教室で中学生が合唱する姿を見た小学生が、その美しい響きに心を動かすなどの教育的効果があると考えている。

また、中学生が小学校の体育館やグラウンドを使って存分に部活動に取り組んだり、小学校と中学校にある楽器やマットなどの備品を共有することで、豊富な練習量が確保できている。

今後、統合校の設置を検討するにあたっては、芝園小学校・中学校での教育的効果を踏まえつつ、施設整備においては、その学校ならではの特色ある教育課程の編成等に応じたものにするとともに、児童生徒の主体的で創造的な学習を促す環境となるよう努めたいと考えている。

(問) 水橋地区の小・中学校7校を統合する市内初の義務教育学校をつくるとすると、芝園小・中学校における小中一貫的連携教育との違いも含めてどのような教育的効果を期待しているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 水橋地区の統合校設置については、義務教育学校を導入すると決定したものではないが、一つの選択肢として、今後、調査・研究を進めてまいりたいと考えている。一般的に義務教育学校は小中一貫校の一つの形態であり、義務教育学校も芝園小学校・中学校における小中一貫的連携教育も、いずれも9年間にわたって系統的・継続的に、学習面や生徒指導面について児童生徒を支援することができる。

一方、芝園小学校・中学校と義務教育学校の異なる点は、芝園小学校・中学校では、それぞれの学校に校長と教職員組織が存在するのに対し、義務教育学校では、一つの学校に一人の校長と同じ教育集团としての教職員組織が存在するという点である。

また、義務教育9年間の区切りを「6・3制」のみならず、「5・4制」や「4・3・2制」などへ変更することや、中学校の学習内容を小学校で行う学習の先取りなど柔軟な教育課程を編成することも、義務教育学校の特徴である。

今後、本市で義務教育学校を導入する場合には、

- ① 区切りの変更や柔軟な教育課程を編成することで、学習内容が児童生徒の実態に適したものになる

- ② 中学校の教員が小学校5・6年生の外国語や理科、算数を担当するなど、小学校段階においても教科担任制が充実する
- ③ 小学校と中学校の急激な環境の変化が原因で学習につまずいてしまったり、学校に馴染めずに不登校傾向となってしまうなどの、いわゆる「中1ギャップ」の解消などの教育的効果が期待される。

(問) 義務教育学校において、4・3・2制を採用した場合における、小学校の最高学年である6年生の活躍の場の保障について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 義務教育学校は、小学校から中学校までの義務教育9年間を一貫して行うため、地域や児童生徒の実態に応じて、区切りを従来の「6・3制」にこだわらず、「4・3・2制」等、柔軟に設定することが可能である。

「4・3・2制」を採用した場合においても、小学生としての前期課程6年間と中学生としての後期課程3年間の区切りも残ることから、これまでどおり6年生が前期課程の最高学年となって活動を計画したりグループをまとめるなど、活躍の場を学校行事等の中で保障することができると考えている。

さらに、「4・3・2制」の新しい区切りの中では、それぞれの最高学年である4年生・7年生・9年生に活躍の場を設定することもできるので、リーダーシップを発揮する機会がさらに増えると考えている。

(問) 義務教育学校では、カリキュラム区分の弾力的運用が可能となるが、転入・転出児童生徒への学習進度等への対応について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 義務教育学校を設置する場合には、カリキュラム区分の弾力的運用が可能となるが、予め他の小学校や中学校とカリキュラム区分をどのように変更したのかを明確にしておくことが必要であると考えている。

そのうえで、児童生徒の転出や転入の際には、当該児童生徒の学習進度等を丁寧にとらえ、仮に未履修の学習があれば個別に支援することになると考えている。

(問) 本市における義務教育学校の導入に向けて、小・中学校9年間を見通した教育活動や学習を行うために、どのように教員の指導力向上を図るのか。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 市教育委員会では、義務教育学校に勤務する教員だけではなく、本市小・中学校全ての教員が、小学校・中学校いずれに配属されても円滑に教育活動が行えるようにすることが必要であると考えている。このため、児童生徒の発達の特性や各教科等の系統性はもとより、これからの変化の激しい時代を生き抜くために必要な資質や能力を明らかにし、9年間を見通した学習や生徒指導に対応する力を身に付けなければならないと考えている。

そのため、市教育委員会としては、

- ① 「富山市学校教育指導方針」において、将来の予測が困難な社会を生き抜くために必要な主体性の育成を目指す指導のイメージを示し、小・中学校全ての教員が共通理解を図り指導にあたる

- ② 富山市教育センターにおける研修において、例えば、小学校と中学校の教員が一緒になって、これからの時代に求められる資質・能力を育てるための授業について協議する場の充実に努める
 - ③ 学校訪問研修会等では、指導主事等が授業を参観し、主体性を育む授業の在り方や小・中学校9年間を見通した指導の大切さについて助言する
 - ④ 小学校の授業公開に中学校の教員が参加し、指導の連続性が図られる授業づくりについて情報を交換する
- などに取り組み、教員の指導力の向上を図りたいと考えている。

(問) 今後、学校再編を進めていくにあたって、本市の教育水準を向上させていくための教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 市教育委員会としては、本市の教育水準を向上させていくために、これまでも次代を担う子どもたちに、社会の変化に主体的にかかわり、感性を豊かに働かせながら、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる「生きる力」を確実にほぐくむことが重要であると考え、創意工夫を生かした教育活動を推進してきた。

これからの時代は変化が激しいとか将来の予測が困難であるなどよく耳にするが、「今の子どもたちの65%は大学卒業時に現在は存在しない職業に就く」、「今後10～20年で雇用者の約47%の仕事が自動化される」といったことが、10年も前から言われている。これらのことは、今後さらに加速化していくことが予想される。

こうしたことから今後、学校再編を進めていくにあたっては、一定規模の集団の中で、子どもが自分とは異なる価値観をもった多くの仲間や、様々な専門性をもつ教職員との厳しくも温かな交流を通して、互いに切磋琢磨したり、仲間と協働して困難を乗り越えるなどの経験をし、これからの時代に求められる資質や能力を身につけ、生涯にわたって自ら学び続けていこうとする主体性や探究する力を高めていきたいと考えている。

そのために市教育委員会としては、

- ① 「主体性のある子どもの育成」を富山市学校教育指導方針の重点項目とし、各種研修会等を通して教員の意識改革と授業改善を図ること
 - ② 外国語教育や道徳教育の充実、GIGA スクール構想の実現等、今日的な課題に対応した教育環境を整えること
 - ③ 担任等との教育相談を充実させるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、児童生徒が安心して学校生活を送れるようにすること
 - ④ 学校と地域や家庭が教育目標や目指す子ども像を共有し、その実現のため一丸となって支援することにより、児童生徒が学びに向かう意欲をもてるようにすること
- などを通して、学校再編を契機に、一定規模の集団の中で、子どもたちの「生きる力」を培う学校教育を推進し、教育水準の一層の向上に取り組んでいく所存である。

⑥光 上野 蛸 議員（12月10日）

(問) 通学時間や通学手段の確保や支援が必要と考えるが見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 学校再編により、通学距離や通学時間が長くなることも想定されるため、遠距離とな

る場合には、児童生徒の発達段階や通学時の安全確保、また地域の実情などを考慮し、スクールバスの運行や公共交通機関の利用なども含め、通学時間がおおむね1時間以内となるよう、適切な通学手段を検討してまいりたいと考えている。

⑦日本共産党 赤星 ゆかり 議員（12月10日）

（問）小・中学校の「望ましい学校規模（学級数）」は小学校で12から18学級、中学校で9から18学級とされたが、具体的な根拠を問う。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

（答）学校教育法施行規則第41条及び第79条によると、標準的な学校規模は小・中学校とも12学級以上18学級以下（小学校では1学年あたり2～3学級、中学校では4～6学級）とされている。

国の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、特に中学校では、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいとされている。

また、本年8月5日に実施した市民アンケートによると、「1学年あたり2学級以上がよい」という回答は、小学校で約92%、中学校で約96%であり、多くの方が「複数学級が望ましい」とする結果となっている。

併せて10月5日に実施した児童生徒・教職員アンケートでは、小学校6年生では8割以上、中学校3年生では9割以上、教職員においてもほとんどが「2学級以上が望ましい」と回答している。

さらに、富山市通学区域審議会においては、「学級数は多すぎても少なすぎても課題がある。また、質の高い教育を確保するため、1学年2学級以上は確保していく必要がある。」といった意見や、「中学校の場合、小規模校では教科によって、免許外指導が発生するため望ましくない。」といった意見をいただき、小学校では12～18学級、中学校では9～18学級が望ましい学校規模（学級数）との答申を受けた。

本市の基本方針では、これらの国の法令やアンケート、審議会の答申などを踏まえ、小学校では12～18学級、中学校では特に、免許外指導が発生しない規模となる9～18学級を「望ましい学校規模（学級数）」とした。

（問）新型コロナウイルス感染拡大の下で、少人数学級の実現が求められているが、本市における望ましい学級人数が「少なくとも21人以上」としているのはなぜか、その根拠を問う。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

（答）国の手引によると、1学年1学級で極端に学級人数が少なくなった場合、

- ① クラス内での男女の偏りが生じやすい
- ② 球技や合唱など集団学習の実施に制約が生じる
- ③ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ④ 運動会や文化祭といった集団活動・行事の教育効果が下がる

などの教育上の課題が顕著に現れてくることから、学級人数を考慮することが極めて重要であるとされている。

また、児童生徒・教職員アンケートにおいては、小学校6年生では6割以上、中学校3

年生では7割以上が「1学級あたり21人以上が望ましい」と回答しており、教職員においても同様の傾向を示している。

さらに、富山市通学区域審議会においては、「児童生徒数が少ないと、体育の授業では、ベースボール型などの球技でチームが組めない」などの意見をいただき、「1学級あたり21人以上」が望ましい学級人数との答申を受けた。

現在、国の教育再生実行会議などで少人数学級の導入に関する議論があることは承知しているが、本市の基本方針を策定するにあたっては、まずは、教育上の課題の解決を図る観点に加え、県の学級編制基準に基づく1学級40人制の下で複数学級を編制するには、1学年で41人以上必要であり、その半数である「少なくとも21人以上」を望ましい学級人数とした。

(問) 複式学級が存在する学校を優先的に再編するとしているが、地域の納得と合意を大切に進めるべきと考えるが、見解を問う。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 本市の基本方針では、「適正化にあたっては、適否の判断も含め、地域特性に配慮するとともに、保護者や地域と十分な協議を行い、理解を得ながら協力・連携に努める」としている。

市教育委員会としては、適正化を進めるにあたっては、複式学級等が存在する規模の小さい学校を、早期に検討することとしているが、子どもたちの教育環境を整え、教育の質を確保することが何よりも重要であると考えており、関係者の皆様と十分に議論しながら検討を進めてまいりたいと考えている。

(2) 新しい学校運営について

①自由民主党 金谷 幸則 議員 (12月8日)

(問) 小・中学校での学校行事の現状について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 各学校においては、今年度、新型コロナウイルス感染症への対応のため、文部科学省の「衛生管理マニュアル」や「教育活動の実施等に関するQ&A」、市教育委員会が作成する「ガイドライン」等を参考に、安全に活動できる形態等を見極め、感染症対策を十分にとりながら、学校行事等を実施している。また、やむを得ない場合は、中止している。

具体的には、

- ① 卒業式や入学式は、所要時間の短縮や参加人数の制限等の措置を取りながらの実施
- ② 運動会や合唱コンクール、授業参観等は、内容や開催方法等を見直しての実施
- ③ 修学旅行や宿泊学習は中止又は行き先、日程を変更しての実施
- ④ 中学校2年生による『14歳の挑戦』は中止などである。

(問) 今後の学校行事の取り組みについて問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 学校行事は、子どもたちの自主性をはぐくんだり、集団への所属感や連帯感を深めるなど、成長を促す大切な学びの場である。

今後の学校行事については、その教育的意義を再確認しつつ、感染の状況を見ながら、実施方法の例のように、変更または中止等を含めて検討をしていきたいと考えている。

また、学校行事については、これまでも働き方改革の面からも、その見直しを図ってきている。来年度以降、仮に感染症が終息したとしても、今年度の行事の取り組み方を活かし、行事の縮小、変更または中止等も含めて、学校行事のもつ意義を鑑みて、精選していきたいと考えている。

(問) 学校の無線LAN設置とタブレット端末配布の現状について問う。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 現在、本市では、昨年12月に文部科学省より示された「GIGAスクール構想」に則り、小・中学校における高速大容量通信に対応するための校内通信ネットワークの改修や無線LANの整備、児童生徒1人1台端末の配備を進めている。

校内通信ネットワークの改修及び無線LANの整備については、現在、各学校での改修・整備作業を実施している。11月末までに20校での作業に着手しており、今月より順次完成し、今年度中の整備完了を予定している。

また、児童生徒1人1台端末の配備についても、ネットワーク環境が整った学校からパソコンの無線LANへの接続や設定作業を今月より順次実施し、今年度中に約3万1千台の整備完了を予定している。

(問) ICTを活用した新しい授業について問う。

＜教育センター：事務局長答弁＞

(答) 高速通信環境や1人1台端末の整備により、授業におけるICTの利用場面は飛躍的に増えることが予想される。

市教育委員会としては、子どもたちがICT、とりわけ1人1台端末を文房具や百科事典のように日常的に授業で活用する姿を目指している。そして、これまで以上に、一人ひとりの学習状況に応じた個別学習や、子ども同士が意見を交換しながら、協力して作業するといった協働学習の時間を取り入れていきたいと考えている。

また、1人1台端末を授業に活用することで、新たに様々なことができるようになる。具体的には、

- ① 子どもたち自身が必要な情報にアクセスし、その情報を主体的に選択・収集することができる
- ② すべての子どもたちの考えや反応を端末上で教師がリアルタイムで把握できるため、個に応じた声かけや指導が可能になる
- ③ 友達の考えを端末を通して即時に共有することができるため、これまで以上に多様な考えや意見に触れることができ、子ども同士の対話的な学びを促すことができる
- ④ 医療や科学、スポーツなど、様々な分野の方々とオンラインでつながることで、より専門的な話を聞いたり、直接質問したりすることができ、子どもの学びを深めることが

できる
などが挙げられる。

市教育委員会としては、市内の全小・中学校において、ICTを効果的に活用した授業が展開されるよう、引き続き、情報の提供や教員の研修に力を入れていく。

(問) ICTの活用における多忙化の解消について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 市教育委員会におけるICTの活用に関する多忙化解消の具体的な取組みの1つとして、令和元年度までに、全小・中学校で「校務支援システム」の導入を完了した。

「校務支援システム」とは、学校で扱う出席簿や通知表、児童生徒名簿などの様々な書類を作成・一元管理できるシステムであるが、導入前は、それぞれ別の書類として作成していたものを、一度入力すれば、通知表にも、指導要録にも、中学校へ送る成績の書類にも反映することができるようになり、作業の簡素化と時間の短縮につながっている。

また、コロナ禍における臨時休業期間においては、児童生徒の学力補充や家庭学習の支援として、各小・中学校において作成していた動画やプリント等の教材を、市内すべての教員がアクセスできる場所に保管し、互いに共有するなど、活用してきた。

さらに、教員の研修においては、これまで教育センター等で開催していたが、本年度は、研修内容によっては、

- ① インターネットを経由して双方向で会話が可能な「オンライン」方式
- ② 研修を受けるものが、自分の都合のよい時間に、インターネットを経由してビデオを視聴することが可能な「オンデマンド」方式も取り入れることで、移動時間の削減等、教員の負担の軽減につながっている。

市教育委員会としては、コロナ禍におけるこれらのICTを活用した取組みをさらに推進、拡充することで、多忙化解消の一助としてまいりたいと考えている。

(問) 令和4年度以降の小学校教科担任制の考え方について問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 文部科学省の諮問機関である中央教育審議会によると、小学校において、教科担任制を導入するねらいとして、

- ① 教科指導の専門性を持った教師による授業の質の向上
- ② 教師の担当授業数の軽減や授業準備の効率化による負担軽減
- ③ 小学校から中学校への円滑な接続

などが挙げられており、一定の教育的効果が期待できると考えている。

しかし、小学校において、中学校の教員など教科の専門性をもつ教師が、すぐに小学生の実態に応じた授業が行えるとは限らない。

教科担任制の導入に向けて、小・中学校教員の合同研修などを実施し、指導力向上を図る必要があると考えている。

また、小学校において現状の教員数のままでは、たとえ適正規模の学校であったとしても、中学校のような教科担任制を導入することは難しく、一定数の教員の増員が不可欠であると考えている。

さらに、教員を増員するためには、教員数を規定している「公立義務教育諸学校の学

級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正や県教育委員会が定める教職員の配置基準の変更、加配教員の増員配置など、解決しなければならない課題が多くあると認識している。

小学校高学年からの教科担任制の導入については、中央教育審議会の初等中等教育分科会の中間まとめで示されたものであり、市教育委員会としては、今後の国や県の小学校教科担任制に向けての動向を注視してまいりたいと考えている。

②会派 誠政 尾上 一彦 議員（12月10日）

（問）コロナ禍における教職員へのメンタルヘルス対策について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）市教育委員会では、教職員のメンタルヘルス対策について、従来より労働安全衛生法に基づき、ストレスチェックを実施し、高ストレス者に対して医師による面接指導を行っている。また、長時間労働教職員に対しても同様に面接指導を行うなど、教職員のメンタル不調を未然に防止する対策をとっている。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市内全ての小・中学校を休業とした期間中、教職員は、各家庭に対して電話連絡等を行い、子どもたちの健康状態を確認するとともに、学習プリントの作成・配付、授業動画の作成・配信、校内の消毒作業などを行っている。

また、6月1日からの学校再開後は、通常の授業のほか、教室内外におけるソーシャルディスタンスの徹底や校内の消毒、行事の見直し等を行っている。

このように、コロナ禍において、教職員は、子どもたちや自分自身の感染への心配や不安を抱えつつも、これまで経験したことのない対応を迫られることとなり、現場の教職員の心理的負担は大きいものと考えている。

このため、市教育委員会としては、「富山市立学校新型コロナウイルス感染症対策検討会議」を立ち上げ、専門医からの助言をもとにしながら、現場の教職員から寄せられる不安や悩み等に応える形で質問回答集を適宜作成・配付し、教職員の負担軽減につながるようにしている。

また、各学校における個々の教職員へのメンタルヘルスに関しては、管理職が定期的に教職員との面談を重ねることに加えて、全小・中学校に配置されているスクールカウンセラーが教職員の悩みや相談に応じるなどして、教職員の心身の健康状態の把握に努めている。

今後も、コロナ禍における基本的な感染対策を継続しながらも、市教育委員会と学校が連携し、教職員のメンタルヘルス対策の充実に努めてまいりたいと考えている。

（問）来年度からの学校行事をどのように実施していくのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）学校 行事は、子どもたちの自主性をはぐくんだり、集団への所属感や連帯感を深めるなど、成長を促す大切な学びの場である。

各学校において、今年度は、新型コロナウイルス感染症への対応のため、感染症対策を十分にとりながら、学校行事等を実施している。また、やむを得ない場合は、中止している。

今後の学校行事については、その教育的意義を再確認しつつ、感染の状況を見ながら、

変更または中止等を含めて検討してまいりたいと考えている。

③光 上野 蛍 議員（12月10日）

（問）遠隔授業の取組みについて進捗を問う。

＜教育センター：事務局長答弁＞

（答）遠隔授業とは、インターネットを利用した学習形態であり、教師と児童生徒が離れた場所においても授業が受けられるシステムをいう。また、離れた他の学校や講師などつないで授業を行う場合もある。

市教育委員会としては、昨年12月に文部科学省より示された「GIGAスクール構想」に則り、今年度中の高速通信環境の整備、児童生徒への1人1台端末の配備を現在進めている。

また、配備後の活用を円滑に行うため、各小・中学校への働きかけとして、

- ① 教師と児童生徒が端末の画面を通して対面し、やりとりをするWeb会議システムのマニュアル作成と配付
- ② 指導主事が学校に出向いて行う遠隔授業に関する校内研修会へのサポート
- ③ すべての小・中学校の校長を対象とした遠隔授業や端末を利用した研修会の実施
- ④ 各家庭におけるネットワーク環境の調査

をこれまで行ってきた。

そうした中、一部の小・中学校では、現在のネットワーク環境を活用し、

- ① 運動会や生徒総会などの様子を、児童生徒が教室のモニターで見るなど、ソーシャル・ディスタンスに配慮した行事への参加
- ② 他の学校との交流学习
- ③ 富山市ファミリーパークの飼育員等、様々な施設や団体の専門家との交流学习等の取組みが見られた。

市教育委員会としては、小・中学校における授業は、フェイス・トゥ・フェイスで行うことが基本であると考えているが、これまでの取組みをもとに、今後、整備されるICT環境において、さらに遠隔授業の可能性も広げていきたいと考えている。

（問）不登校児童生徒や病気療養児童生徒への遠隔授業について見解を問う。

＜教育センター：事務局長答弁＞

（答）遠隔授業を活用した学習支援については、様々な事情により登校できない児童生徒の学習保障として、有効な方法の一つと考えている。

例えば、

- ① 相談室や保健室等の別室に登校している児童生徒を対象とした遠隔授業
- ② 不登校児童生徒を対象とした自宅等における遠隔授業
- ③ 病気療養児童生徒を対象とした病院に設置されている院内学級における遠隔授業等、児童生徒の実情や保護者のニーズに応じて活用を検討してまいりたいと考えている。

しかし、遠隔授業の実現に向けては、ネットワーク環境の整備や、情報セキュリティの確保等の課題があることから、先進的な自治体の動向や取組みも参考にしながら調査研究を行ってまいりたいと考えている。

(3) 小・中学校における「いじめ」の実態調査結果について

①会派 誠政 尾上 一彦 議員（12月10日）

(問) 本市の小・中学校におけるいじめの調査結果について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 文部科学省の「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」にもあるように、本市におけるいじめの認知件数は、小学校では前年度から117件増加し479件、中学校では53件増加し245件であった。

(問) 新たないじめが次々に発生しているのではないかとも思えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市におけるいじめの認知件数は年々増加傾向にあるが、この傾向が、いじめの発生そのものの増加によるものかについては、明確に判断ができないものと考えている。

市教育委員会としては、増加傾向の要因については、各学校が「いじめ防止対策推進法」に規定するいじめの定義を正確に解釈して、いじめの認知を行い、ごく初期段階のいじめ等も積極的に認知するとともに、「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得る」という意識のもと、アンケートや個別面談等による実態把握を積極的に行い、早期発見に努めていることによるところが大きいと考えている。

(問) さらなる効果的ないじめ対策が必要ではないかと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) いじめについては、これまでも様々な対策を講じてきたところである。例えば、各学校においては、

- ① 定期的な教育相談やアンケート調査等を実施することで未然防止、早期発見に努める
- ② 道徳科のみならず全教育活動を通じて、「いのちの大切さ」や「いじめは人として絶対に許されないこと」を繰り返し繰り返し指導するなどを継続的に行っている。

また、市教育委員会においては、

- ① 校長会や各種研修会で、事例をもとにいじめ防止に対する具体的な取り組みを指導し、学校の危機管理意識の向上に努める
- ② スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、外部人材を活用した教育相談体制の充実を図る

などの取り組みを推進している。

加えて、最近のいじめの傾向として、SNSやオンラインゲーム上のトラブルが発端となるネット上のいじめ等が増加傾向にあることから、昨年度より情報モラル教育の対象学年をこれまでの中学校1年生から小学校5年生とするなど、早い段階から適切なネットの使い方を身に付けられるように取り組んでいるところである。

これまでの調査からは、いじめの発見のきっかけとしては、「担任の発見」「本人からの訴え」「保護者からの訴え」「アンケート調査等からの発見」など様々であることから、これまで以上に学校と家庭が連携し、早期発見、即時対応に努めてまいりたいと考えている。

(問) 令和元年度において市内小・中学校でいじめの「重大事態」は確認されているのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 令和元年度、本市の小・中学校においては、いじめの重大事態は確認されていない。

(問) 重大事態に進展する前の教育委員会の取り組みについて問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会では、平成29年度より各学校に対して、これまでのいじめを認知した場合だけでなく、その初期段階であるいじめが疑われる場合に対しても即時に第一報を入れるよう指導しており、その第一報を受け、学校と市教育委員会が連携して、いじめの早期解消に向けた取り組みを進めている。

具体的には、

- ① 各学校から報告される事案についての指導・助言等を行う。
 - ② 全小・中学校に配置しているスクールカウンセラー等が、心理的なサポートが必要である児童生徒や保護者の相談に応じるなど継続的に支援するとともに、場合によっては、市教育委員会に配置している臨床心理士の緊急派遣を行う。
 - ③ さらに長期化、複雑化する恐れのある事案に対しては、市の法務指導監やスクールロイヤー等、法的な視点に基づいた専門的な助言を得る。
- などの支援体制の充実を図るように努めている。

(問) 今年度、コロナ禍におけるいじめ防止のため、例年とは異なる対策をとっているのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) コロナ禍においては、これまでのような、いじめの事案に加えて、新型コロナウイルスの感染者及び濃厚接触者、さらにはその家族に対する差別や偏見が懸念される。

市教育委員会としては、コロナ禍における新たな生活様式の中、学校の教育活動を進めていくために、医療の専門家等の助言を受けながら、「新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」を作成・更新し、適宜各学校に配付している。

このガイドラインにおいては、学校における感染症対策や学校生活における留意事項を具体的に示すとともに、感染者、濃厚接触者等に対する差別や偏見の未然防止についても触れている。

具体的な内容としては、

- ① 感染者や濃厚接触者に対する「偏見」や「差別」は断じて許されることではないという指導を重ねて行う
- ② 発達段階に応じて、新型コロナウイルス感染に関する適切な知識を身につけさせる
- ③ ネット上の誤った情報に惑わされず、正確な情報を収集・把握し冷静に行動するよう指導する

ことを、示している。

各学校においては、全教職員がガイドラインの内容について共通理解を図り、児童生徒に対して繰り返し繰り返し指導するとともに、コロナ禍において様々な制約を受ける日常生活の中で抱えるストレスを敏感にキャッチし、適切な対応を行うこととしている。

(4) 教職員の過重勤務の軽減について

①日本共産党 小西 直樹 議員 (12月8日)

(問) 緊急スクール・サポート・スタッフの配置状況を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 県の会計年度任用職員である緊急スクール・サポート・スタッフの配置状況については、小学校では、これまでに80名を任命し、市内全小学校に配置を完了していたが、その後、退職等もあり、現在は、75名が59校1分校に配置されている。

また、中学校では、年度当初3校に配置されていたスクール・サポート・スタッフ3名に加え、10月から緊急スクール・サポート・スタッフの配置が始まり、未配置であった23校に対し、現在までに17名が19校に追加配置している。

(問) 学習指導員の配置状況を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 文部科学省では、臨時休業後の学校再開において、子どもたち一人ひとりの学習定着度に応じたきめ細かな指導を図ることを目的として、学習指導員の配置を決定した。

これを受けて、県教育委員会では、教員OB等の人材を「緊急学びサポート講師」として、中学校へ配置しているところであり、現在、本市中学校には、9名の緊急学びサポート講師が8校に配置されている。

(問) 教職員の慢性的な過重勤務の解消に大きな役割を果たしているスクール・サポート・スタッフ、学習指導員の配置をコロナ禍後も継続するべきと考えるが、見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) コロナ禍において教職員の負担が増す中、緊急スクール・サポート・スタッフや緊急学びサポート講師の配置により、学校現場からは「授業や事務作業、清掃等の補助に入ってもらうことで、余裕ができた」「細やかに声をかけていただき、子どもたちの心の安定につながった」という声が多く寄せられている。

本来、緊急スクール・サポート・スタッフや緊急学びサポート講師の配置は県教育委員会が行うが、市教育委員会としても、教職員の負担軽減や子どもの学力向上に効果的であると認識しており、これまでも市の重点事業として、また、教育委員会連合会を通じて、国や県に継続配置を要望してきたところであり、今後も引き続き、国や県に強く要望してまいりたいと考えている。

(5) 教員の時間外勤務と部活動の外部委託について

①社会民主党議員会 東 篤 議員 (12月10日)

(問) 本市の小・中学校における令和2年4月から10月までの時間外勤務時間の平均の推移を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 本市小・中学校における、令和2年4月から10月までの、時間外勤務の推移は、校長、教頭を含む全ての教職員一人あたりの平均で、小学校では、

4月 34時間33分、5月 22時間58分、6月 56時間13分、

7月 55時間24分、8月 40時間01分、9月 50時間02分
10月 50時間57分
となっている。

中学校においては、
4月 31時間11分、5月 18時間25分、6月 52時間23分、
7月 63時間18分、8月 43時間54分、9月 56時間25分、
10月 59時間35分
となっている。

(問) 令和2年4月から10月において、月80時間超の時間外勤務をした本市の小・中学校教員の人数と割合の推移を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 本市における、令和2年4月から10月まで、月80時間を超える時間外勤務をした教職員は、小学校では、
4月は、32人で2.4%、5月は、6人で0.5%、
6月は、237人で17.8%、7月は、187人で14.1%、
8月は、26人で2.0%、9月は、100人で7.6%、
10月は、94人で7.1%
となっている。

中学校では、
4月は、19人で2.6%、5月は、4人で0.6%、
6月は、113人で15.6%、7月は、230人で31.8%、
8月は、54人で7.5%、9月は、156人で21.7%、
10月は、181人で25.2%
となっている。

(問) 校内の消毒や清掃などの感染防止対策などが教員の負担になっていると考えられるが、見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 各学校においては、本市における新型コロナウイルス感染拡大の影響で、臨時休業が長期化したことにより、学習の遅れを取り戻すことに加え、感染予防のための消毒・検温等のさまざまな業務への対応が必要となり、教員の負担が増加している。

これに対し、県教育委員会は、10月より、教員の負担を軽減し、教員が授業や子どもへの個別の指導に専念できるよう、消毒に係る業務や検温、その他新型コロナウイルス感染予防対策などに対応するため、「緊急スクール・サポート・スタッフ」を配置している。

市教育委員会としても、学校の運営面からのサポートとして、医療現場の専門家の指導を受けながら、「新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」を作成し、感染症予防への対応が過度なものにならないよう、学校が何をすべきか、何が必要でないのかを明確にし、教員の負担の軽減を図っている。

(問) 本市における教員の部活動に対する負担軽減のための対策を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市では、部活動における生徒の技術向上とともに教員の負担軽減のため、部活動指導員を4校に5名、スポーツエキスパートを24校に85名、計90名の外部指導者を配置している。

部活動指導員については、休日を含む週3日、1日当たり2～3時間の指導が可能であり、部活動指導員単独での指導や施設・用具の点検・管理、部活動の指導計画の作成等の業務を担っている。

また、スポーツエキスパートについては、1回の指導時間は2時間程度、年間の派遣回数数は24回であり、中学校体育連盟に登録することで、公式戦においても指導することが可能となっている。

各学校からは、「部活動指導員やスポーツエキスパートが配置されたことで、教員の授業準備等の時間確保や心理的負担の軽減などに効果がある」との報告を受けている。

しかし、これらの外部指導者においては、部活動の活動時間が主に平日の夕刻であることから人材の確保が困難であることに加えて、部活動指導員には、国の補助要件として、同じ学校の同じ部活動において指導できるのは最長3年間までに限るなどの制限もある。

いずれにしても、市教育委員会としては、部活動指導員やスポーツエキスパートが教職員の負担軽減に大いに役立っていると考えていることから、引き続き国と県に補助要件の見直しを要望するとともに、市としても部活動指導員等の増員を検討してまいりたいと考えている。

(問) 市教育委員会は、「教育職員の在校時間の上限等に関する方針」を策定することが必要だと考えるが見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会においては、文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に基づき、令和2年4月1日に「富山市立学校の教育職員の時間外在校時間の上限等に関する規則」を施行し、各学校に周知した。

加えて、「ICカードによる教職員出退勤管理システムの運用について」や「長時間労働教職員への医師による面談等について」を通知したり、文部科学省からの「持ち帰り業務等についてのQ&A」を配付するなど、具体的な業務改善の方針については、その都度、個別に各学校に周知してきた。

今後も、新たな業務改善の方針や取組みについては、個別に学校へ周知することで、徹底してまいりたいと考えているが、これらの具体的な業務改善の取組みも含めた「教育職員の在校時間等に関する方針」の策定については、今後検討してまいりたいと考えている。

(6) 学校給食について

①自由民主党 竹田 勝 議員（12月7日）

(問) 本市における給食費の「公会計化」の検討状況について問う。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 給食費については、昭和32年に当時の文部省において、自治体の歳入とする必要はなく、校長が徴収管理することは差し支えないとの見解を示されていたことから、本市を含めた多くの自治体では、各学校で給食費を管理する私会計が採用されている。

近年になり、文部科学省では、教員の負担 軽減の観点から、給食費について、自治体の会計に組み入れ、徴収・管理を自治体の業務として行う公会計とするよう方針を転換され、昨年7月には「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を作成し、公会計化を推進している。

こうした中、昨年12月に文部科学省が行った「学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査」によると、全国の教育委員会のうち、公会計化等の実施について「予定していない」と回答した割合が42.9%と最も多く、続いて「準備・検討している」と回答した割合が31.1%、「実施している」と回答した割合は26.0%となっている。

県内の状況については、県を含む16の教育委員会の全てで公会計となっておらず、本市など半数以上の9つの教育委員会が「公会計化の実施を予定していない」と回答している。

給食費の公会計化は、給食費の徴収・管理を教育委員会が行うことで、教員等の負担軽減に資する一方、会計業務を教育委員会で行う場合は、児童生徒等約33,000人分の給食費を徴収することとなり、生活保護や就学援助、児童 生徒の転出入の把握や欠席、アレルギー対応による返金など、きめ細かな対応が引き続き求められることから、給食費の徴収管理を行うためのシステムの導入経費や職員の増員等が必要となる。

また、学校では、給食費の他にも学用品費や修学旅行費など「学校徴収金」の集金事務があるため、給食費のみの公会計化を行っても、教員の負担は解消されず、「学校徴収金」と併せて対応する必要があると考えている。

こうしたことから、給食費の公会計化については、他市の動向を注視しながら慎重に検討してまいりたいと考えている。

②光 上野 蛭 議員（12月10日）

(問) 学校給食における県内産食材の使用量の変化を問う。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 学校給食における地場産の野菜や果物などの食材は、食育のための生きた教材となり、子どもたちの、地域の農・水産物に対する理解を深めるとともに、自然の恩恵への感謝や生命を尊重する心を育てるために、大きな役割を果たしており、本市では、市内産や県内産食材の使用に努めている。

本市の学校給食で使用している県内産食材について、過去5年間の野菜、果物、米、牛乳、卵等の年間使用量の推移を見ると、平成27年度では合計1,925トンであるが、その後年々減少しており、令和元年度は合計1,704トンとなっている。

全体の使用量が減少している一方で、児童生徒一人あたりの年間使用量は、約58kgと、ほぼ横ばいで推移していることから、使用量が減となった主な要因は、児童生徒数の減少

によるものと考えられる。

なお、令和元年度は一人あたり55.4kgと前年度より減となっており、これは新型コロナウイルス感染症対策のための3月の学校臨時休業によるものである。

一方、献立作成にあたっては、なるべく多くの種類の県内産食材を学校給食に使用するよう、品目数を目標に掲げて取り組んでいる。

令和元年度は、目標が32品目のところ、40品目使用しており、目標を上回っている。

地場産の食材については、33,000食の給食の食材として同じ規格・品質を確保することは難しいところがあるが、今後も引き続き、富山市学校給食会等と連携して情報収集するなど、使用できる県内産食材の掘り起こしに努めてまいりたいと考えている。

(問) 学校給食で有機野菜等を使用してはどうか、見解を問う。

<学校保健課：事務局長答弁>

(答) 本市においては、児童生徒の健全な発達に資するとともに、食生活が自然の恩恵のうえに成り立つものであることの理解を深めるため、旬の野菜や果物、地場産農産物など、良質な食材を使用して給食の提供を行っている。

有機野菜等は、化学的に合成された肥料及び農薬の使用をしないことなど、「有機農産物の日本農林規格」に適合し、日本農林規格等に関する法律（JAS法）に基づく認証を受けた農産物にあたる。

本市において、令和元年度に学校給食で使用した生鮮野菜や果物は、全体で約840トンとなっているが、これまで有機野菜等は使用していない。

その理由として、有機野菜等は、流通量が少なく、平成30年度に農林水産省が行った調査によると、国内の有機野菜と果物の生産は、年間約5万トンであり、本市の給食に必要な量の調達が難しいことが挙げられる。

また、有機野菜等は、その生産コストにより、価格が割高となる。

さらに、本市では、「富山市学校給食用物資標準規格」により、品質基準として、調理しやすいよう大きさと形が揃っていること及び虫害（虫の害）がないことなどを求めているが、有機野菜等は、その生産方法により、適合が難しいものと考えられる。

以上のことから、本市の学校給食における有機野菜等の使用は、考えていない。

なお、一般市場に流通する野菜や果物等については、農薬取締法及び食品衛生法による基準に適合しているので、市教育委員会としては、今後とも、本市の学校給食において、安心安全な食材として使用していく。

③日本共産党 赤星 ゆかり 議員（12月10日）

(問) 学校給食の輸入野菜等は、近隣自治体と連携して県内や近県、国内の産地から調達できるよう加工、流通の仕組みを研究できないのか。

<学校保健課：事務局長答弁>

(答) 本市が学校給食で使用する野菜・果物については、国内産の生鮮野菜や果物を基本としており、富山市学校給食会や富山青果物商業協同組合と連携し、各産地における予定出荷時期や生産量、価格等の情報収集に努め、献立作成に活かしている。

また、市学校給食会では、野菜等の購入にあたっては、各産地からの入荷や規格等

に関する情報を収集し、献立に合わせた確実な調達に努めている。

さらに、本市では、毎年、市学校給食会や市内の農協、県などと「学校給食における地産地消推進会議」を開催し、学校給食の献立に合わせ、地場産野菜等の計画的な供給が図られるよう協議を進めてきている。

本市では、このように、市学校給食会を通じて積極的に国内産野菜等の確保に努めており、今年度の10月までの実績では、学校給食で使用する野菜等の量の約91%が国内産となっている。

こうした取り組みを実施しているが、栄養バランスのとれた多様で魅力ある献立となるよう、国内産では必要量を確保できない野菜や果物について、海外産を使用している。

また、国内産野菜の中には、天候等により、虫が多く付くなど品質が一定でないことや、規格が揃わないことがあり、調理作業に支障をきたす場合にも、品質の良い海外産の冷凍野菜を使用することがある。

本市では、これまで使用していた海外産野菜についても、旬の国内産に切り替える取り組みを継続して行っており、昨年度から市学校給食会と連携し、枝豆やグリーンアスパラガスの一部に国内産を使っている。

また、今年度から、学校給食での県内産野菜等の活用を促進するために、県と連携し、規格外のほうれん草などを用いた冷凍野菜の導入について検討を行っている。

市教育委員会としては、児童生徒等約33,000人に安心安全な学校給食を提供するため、引き続き、市学校給食会や青果組合など関係団体と連携し、国内産野菜等の安定的な確保に努めてまいりたいと考えている。

(問) 輸入小麦を原料にしているパンや麺からグリホサートが検出されるので、学校給食用は、国産小麦や県産米粉に切り替えてはどうか。

<学校保健課：事務局長答弁>

(答) 本市を含めた県内の学校給食で提供されているパンや麺については、富山県学校給食会と業者との契約に基づいて製造されている。

これらのパン等の原材料となる輸入小麦については、国において、グリホサートなど残留農薬の検査が実施され、科学的知見を踏まえて人の健康を損なうおそれのないよう設定された残留基準値未満であることが、確認されている。

国産小麦を学校給食用パン等に使用することについては、本市のパンや麺には、年間73トンの小麦粉を使用しており、流通の少ない国産小麦で必要量を確保することが困難なことや、輸入小麦は、国産小麦に比べ価格が低く、給食費を抑えることができることなどから、難しいものと考えている。

一方、県産米粉については、地産地消を推進する観点から、県産コシヒカリの米粉と輸入小麦を配合したコッペパンを毎月1回の割合で提供したり、シチューのルーやフライの衣に米粉を使用したりしており、今後とも活用を努めてまいりたいと考えている。

(7) 富山市天文台の休館について

①日本共産党 小西 直樹 議員（12月8日）

(問) 天文台の役割についてどのように考えているのか。

＜科学博物館：事務局長答弁＞

(答) 現在の富山市天文台は、「夢とロマンを育てる天文台」、「楽しく参加し、学べる天文台」などを理念に、これまでに、大型天体望遠鏡による夜間や昼間の天体観察会、日食や月食など特別な天文現象の観察会などを行ってきた。

しかし、天文台を訪れるには交通の便が悪く、また駐車場から相当の距離を歩く必要があるなどの理由により、来館者数は減少傾向にあった。

併せて、施設・設備の老朽化により大規模な修繕等が必要であったことから、平成30年度策定の「富山市天体観察室設置・プラネタリウム更新基本計画」において、天体観察機能の再構築を行うこととした。

いずれにしても、本物の天体の観察を通して、市民の星空と宇宙、自然と科学への興味と関心を高めるとともに、学習を支援し、市民生活の向上を図ることが、天文台の役割であると考えている。

(問) 修理費に1億円かかると新聞記事にあったが、修理の見積金額を問う。

＜科学博物館：事務局長答弁＞

(答) 修理が必要な主なものは、平成9年度の建築時に導入した大型天体望遠鏡と、天文台全体の空調設備であり、それぞれ約8千万円と約2千万円を見込んでいます。

大型天体望遠鏡については、コンピューター制御により天体を捕捉し、追尾するための制御システムが経年劣化による動作不良を起こしている。現在は、代替部品が製造されておらず、システムはオーダーメイドであることから、ハード・ソフトとも設計から作り直す必要がある。また、主要光学部品である反射鏡の劣化も進んでいる。

更に、空調設備についても、設備の老朽化と、現在は製造していないフロンガスを使用していることから、更新が必要となる。

(問) 「富山市の教育」に「公開天文台としては国内有数の大型天体観測望遠鏡を備え、観測条件の良い古洞池周辺で天体観測などの体験を通して宇宙への夢を育む」と述べているが、新聞記事では「市中心部で天体観測施設を新設」となっており、観測条件がよい地域との矛盾があるのではないか。

＜科学博物館：事務局長答弁＞

(答) 「富山市の教育」にある記述は、あくまでも現在の天文台の特徴やコンセプトを説明したものであり、「市中心部で天体観測施設を新設」とあるのは、「富山市天体観察室設置・プラネタリウム更新基本計画」において、今後、天文台に代わる新たな天体観察室を整備する際の考え方を記述したものである。

現在の天文台の立地は、市街地から離れ人工の光の影響が少なく天体を観察するには好条件であるが、一方ではアクセスが悪く、近年は有害鳥獣等の出没もあったため、来館者数は減少傾向にあった。

市民アンケートによると、アクセスが良く気軽に訪れられること、プラネタリウムと合わせた利用環境であること、などの要望が高いという結果になっていることから、

「富山市天体観察室設置・プラネタリウム更新基本計画」において、天体観測条件が多少低下しても、アクセスの良いまちなかに天体観察室を設置するという構想としたものである。

子どもからファミリー層、観光客など幅広い人々の利用を促すとともに、学校団体の利用増加を図ることで、より多くの市民に宇宙への夢を育む機会を提供できるものと考えている。

(問) 天文台の復活使用について市長の見解を問う。

＜科学博物館：市長答弁＞

(答) 天文台は、平成30年9月のアクセス道路崩落のため臨時休館となり、令和2年3月に道路が復旧したものの、大型天体望遠鏡等に不具合があり、現在の休館に至っている状況である。

この天文台の前身は、昭和31年に全国で3番目に設置された呉羽山山頂の公開天文台であり、多くの市民と天体の魅力や感動を共有し、宇宙や星空に対する関心を持っていただきたいとの思いを持たれた関係者の方々の献身的かつ熱心な働きかけにより設置に至ったと側聞している。

主たる設備として、昭和29年開催の富山産業大博覧会で使用された国産最大の40cmの反射望遠鏡を有しており、長く市民に親しまれていた。

しかし、この呉羽山の山頂という場所は、市内の都市化による街灯や車の振動により、次第に天体観察に適しない状況となってきた。

このことから、街明かりが少なく、夜間一番光の少ない場所であった、今の三熊地内に平成9年に新築移転した。

新築した天文台には、当時、全国で4番目の大きさである口径1mの反射鏡を持つ大型天体望遠鏡が設置されており、現在においても1m以上の望遠鏡を有する公開天文台は、全国で13か所（国、県、民間等含む）しかなく、中核市では本市だけである。

これまでの天文台に関する経緯は十分承知しているが、本市において国内最大級の設備を保有することは、あきらかに身の丈を越えているのではないかとの認識を、かねてから持っていた。

加えて、アクセスが悪いなどの理由から来館者は年々減少しており、今後、大型天体望遠鏡の経年劣化に伴う修理等に多額の費用が見込まれることや、設備の老朽化も進んでいることから、現在の天文台を維持していくことは、費用対効果の点から妥当でないと考えている。

また、現在、教育委員会において、中長期的に新たなコンセプトに基づく天体観察機能の再構築を計画していることから、現在休止している天文台は一旦廃止することとし、今後、より多くの人々が気軽に天体に親しむことができる方向で施設が再整備されることが望ましいのではないかと考えている。以上のことから、天文台の復活利用は考えていない。

(8) コロナ禍での公民館活動、文化芸術について

①公明党 松井 桂将 議員（12月10日）

(問) 市立公民館の利用者が減少する中、新たな活動の方向性について問う。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

(答) 本市では、市内82カ所の市立公民館において、地域探訪や文化祭、交通安全教室、健康体操体験などの公民館主催事業を開催しており、地域に根ざした学習活動の推進を図っている。

公民館主催事業は、例年、市立公民館全体で、850回程の開催をしていたが、新型コロナウイルス感染拡大による、市立公民館の休館等もあったことから、4、5月の主催事業は延期や中止とした。

その後、国の「新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言」等により、市立公民館も5月20日より開館し、各公民館においては、感染拡大予防ガイドラインに基づいて、感染対策や人数制限を設けるなど、段階的に事業を再開しているが、感染の第3波の兆候が見られることもあり、事業の開催には、まだ多くの制限がある。

コロナ禍での事業の開催においては、感染拡大予防が最も重要であることから、まずは、3密をさけるための大きな会場の確保や、換気や消毒の徹底など、「新しい生活様式」の実践を行ってまいりたいと考えている。

また、コロナ禍だからこそ関心が高くなった、マスクづくりや手洗い教室、テント設営などの野外活動体験など、社会や住民のニーズに対応した事業を取り入れるなどの工夫も必要であると考えている。

(問) 自治公民館への新型コロナウイルス感染防止対策費用の助成について問う。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

(答) 市内には、町内会などが自主的に運営を行う自治公民館が、現在、約950カ所あり、本市では、新築や修繕等に係る経費に対し、助成を行っている。

そのうち、富山市公民館連絡協議会に加入している自治公民館では、本市の自治公民館活動推進事業として、スポーツ活動、茶道・生け花等の文化活動等の各種生涯学習活動が行われている。

活動に必要な文房具などの消耗品や資料は、この事業費を用いて準備をしていただいております。新型コロナウイルス感染防止対策に有効である、手指消毒液やウイルス飛散防止パネル等の購入も事業費の対象としているので、自治公民館には、研修会等を通して、改めてお知らせしてまいりたいと考えています。

②公明党 松尾 茂 議員（12月11日）

(問) 文化庁が実施する「伝統文化親子教室事業」等を活用して、コロナ禍においても、子どもたちが質の高い文化芸術に触れる機会を創出すべきと考えるが見解を問う。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

(答) 文化庁が実施している「伝統文化親子教室事業」は、日本舞踊や茶道、囲碁や将棋など、伝統文化等に関する活動を通して、伝統文化等の継承・発展と、子どもたちの豊かな人間性を養い育てることを目的としている。

本市では、毎年、市立公民館等を通して実施団体の募集を行っており、令和元年度

には7団体、令和2年度においては3団体が日本舞踊や茶道教室等を実施されている。

また、市内小・中学校では、同じく文化庁が実施している「文化芸術による子供育成総合事業」を活用し、令和元年度に19校、令和2年度には7校が大阪交響楽団や落語家等を招き、児童生徒に文化芸術に触れる機会を提供している。

古くから大切に守り伝えられてきた伝統文化や芸術については、人々の心豊かな生活を実現するために欠くことのできない貴重な財産であることから、コロナ禍においても引き続きこれらの事業を活用してまいりたいと考えている。

(問) 多くの市民が博物館や美術館等での鑑賞機会を確保できるように支援が必要と考えるが見解を問う。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

(答) 本市では、作品や資料の収集展示を行う、博物館法に基づく、科学博物館や郷土博物館、ガラス美術館等を設置するとともに、国指定重要文化財である浮田家住宅、旧森家住宅などの保存活用をすすめるなど、文化の創造・発信拠点の整備を行っている。

来年1月には、岩瀬地区におきまして整備をすすめてきた、国の登録有形文化財「旧馬場家住宅」を、一般公開する予定としている。

展示コーナーでは、馬場家の歴史や女性初の富山市名誉市民であり、富山の教育環境の向上に寄与された馬場はる氏の功績を紹介するなど、多くの皆様に足を運んでいただけるよう、整備をしている。

また、市民の皆様に気軽に地域の文化や歴史、科学や自然に親しんでもらうため、「孫とおでかけ支援事業」や「文化の日」の博物館施設等の無料開放、障害者等を対象とした施設観覧料の減免を行うなど、市民の鑑賞機会の創出に努めてきたところであり、令和元年度は、「孫とおでかけ支援事業」には33,604人、「文化の日」には12,446人の利用があった。

新型コロナウイルスの感染拡大により、施設の閉館等もあったことから、今年度の利用者は減少しているところであるが、今後とも、3密を避けるための人数制限や、換気や消毒の徹底を行いながら、施設の専門テーマに沿った魅力ある企画展を実施するなど、鑑賞機会の充実に努めてまいりたいと考えている。

国登録有形文化財 旧馬場家住宅の一般公開について

[生涯学習課]

国登録有形文化財旧馬場家住宅を令和3年1月に一般公開します。

1. 公開までの経緯

平成26年7月	馬場英正氏から旧馬場家住宅寄附
平成28年8月	国登録有形文化財に登録
平成30年度～令和2年度	旧馬場家住宅修復・耐震工事
令和3年1月15日(金)	記念式典(午前)・無料開放(午後1時から)
令和3年1月16日(土)	旧馬場家住宅一般公開日(予定)

2. 管理

- (1) 観覧時間 午前9時から午後5時まで(使用時間は使用時間午後9時まで)
- (2) 休館日 12月28日から翌年1月4日まで
- (3) 入館料 単館：個人100円/団体90円
森家共通：個人180円/団体160円
高校生以下無料その他減免制度あり
- (4) 使用料 1,650円～3,300円(4時間あたり)
- (5) その他 「孫とおでかけ支援事業」対象施設、共通観覧券使用施設に追加

3. 展示・活用計画

(1) 展示エリア

- ① 旧制富山高等学校建設に多額の寄附をされた「馬場はる」氏の顕彰
- ② 時代の流れとともに北前船廻船問屋から汽船業へシフトし近代的な海運業者へと発展した馬場家の歴史紹介
- ③ 馬場家寄贈の調度品等の展示(「原敬」書状、「木象嵌」屏風 ほか)

(2) 使用エリア

茶道などの文化活動に加え、別途入場料を徴収しての個展やミニコンサート会場としての使用を想定

